事業系一般廃棄物搬入確約書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年１２月２５日法律第１３７号）第３条第１項において「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を

自らの責任において適切に処理しなければならない。」と規定されていることに

則り、この度、小野クリーンセンターに持ち込む廃棄物は事業系一般廃棄物で

あり、産業廃棄物は混入していないことを確約します。

令和　　　年　　　月　　　日

　小野加東加西環境施設事務組合　様

　　　　　確約者　　　住　　所

　　　　　　　　　　　会 社 名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

搬入者名

※草・剪定枝を搬入される場合は、発生場所及び契約者を記入してください。

発生場所

契 約 者

（注）産業廃棄物と思われる物が混入された場合、警察に通報します。